

支援制度等の紹介

若手建設人材の入職・定着の促進、効果的なキャリア形成等に取り組む建設企業等が活用できる代表的な助成金・補助金には、次のようなものがあります。

(1) 建設労働者確保育成助成金（平成 27 年度）

中小建設事業主、建設事業主団体等が労働者の確保・育成や技能承継のために、職業訓練の実施や雇用管理制度の導入を行う場合に、訓練経費や訓練中の賃金の一部を助成する制度です。建設労働者確保育成助成金には、次のような助成コースが設けられています。

コース	助成の種類	概要	助成額
認定訓練	経費助成 (事業主・事業主団体)	中小建設事業主、中小建設事業主団体(職業訓練法人など)が職業能力開発促進法による認定訓練を行った場合、経費の一部を助成	広域団体認定訓練助成金の支給または認定訓練助成事業費補助金の交付を受けて都道府県が行う助成により助成対象経費とされた額の 1/6
	賃金助成 (事業主)	中小建設事業主が雇用する建設労働者に有給で認定訓練を受講させた場合、賃金の一部を助成	対象の建設労働者1人1日あたり 5,000 円
技能実習	経費助成 (事業主・事業主団体)	<ul style="list-style-type: none"> 中小建設事業主が雇用する建設労働者に技能実習を行う場合や登録教習機関等で行う技能実習を受講させた場合、経費の一部を助成。 中小建設事業主団体が構成員に雇用されている建設労働者に技能実習を行う場合、経費の一部を助成 	技能実習の実施に要した実費相当額の9割(委託費は8割)(※)。ただし1つの技能実習について、1人当たり20万円を上限 (※)被災三県(岩手県、宮城県、福島県)については技能実習(経費助成)コースの助成率は10割に拡充
	賃金助成 (事業主)	中小建設事業主が雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた場合、賃金の一部を助成	1つの技能実習について1人1日当たり8,000円かつ20日分を上限
雇用管理制度	整備助成 (事業主)	[制度導入助成] 建設事業主が雇用管理制度を導入・実施した場合に助成	導入・実施した雇用管理制度に応じてそれぞれ10万円
		[目標達成助成] 制度導入助成の支給を受けた建設事業主が計画期間終了から1年経過後に離職率及び入職率を一定以上改善した場合に助成	<ul style="list-style-type: none"> 離職状況のみ改善 60万円 離職状況、入職状況ともに改善 120万円
若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業	経費助成 (事業主・事業主団体)	建設事業主が若年及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った場合、経費の一部を助成	<ul style="list-style-type: none"> 建設事業主:実施経費の2/3かつ200万円を上限(中小建設事業主以外は1/2) 建設事業主団体:実施経費の2/3(中小建設事業主団体以外は1/2)
建設広域教育訓練	推進活動 経費助成 (職業訓練法人)	広域的職業訓練を実施する職業訓練法人が建設工事における作業についての訓練を推進する活動を行った場合、経費の一部を助成	実施経費の2/3
	施設設置等 経費助成 (職業訓練法人)	広域的職業訓練を実施する職業訓練法人が認定訓練の実施に必要な施設や設備の設置又は整備を行った場合、経費の一部を助成	実施経費の1/2
新分野教育訓練	経費助成 (事業主)	中小建設事業主が建設労働者を継続して雇用しつつ建設業以外の新分野事業に従事させるために必要な教育訓練を行う場合、経費の一部を助成	実施経費の1/3、新分野進出後さらに1/3(新分野教育訓練終了後および新分野事業進出後それぞれ、1人当たり20万円かつ1対象教育訓練当たり200万円を上限)
	賃金助成 (事業主)	中小建設事業主が雇用する建設労働者に有給で建設業以外の新分野事業に従事させるために必要な教育訓練を受講させた場合、賃金の一部を助成	訓練終了後、新分野進出後それぞれ、1人1日当たり3,500円かつ40日分を上限
作業員宿舎等設置	経費助成 (事業主)	中小建設事業主が被災三県に所在する作業員宿舎、作業員施設、賃貸住宅を貸借した場合、経費の一部を助成	実施経費の2/3(ただし、賃貸住宅は、1人最大1年間かつ月額3万円まで)かつ1事業年度当たり200万円を上限

(2) 認定訓練助成事業費補助金（平成 27 年度）

中小企業事業主、中小企業事業主団体等が認定職業訓練を行う場合、国や都道府県が定める補助要件を満たせば、国及び都道府県からその訓練経費等の一部につき補助金を受けることができます。

経費	助成対象者	助成の内容等	助成者及び負担割合(上限)
運営費	中小企業事業主、中小企業事業主団体、職業訓練法人等	単独または共同して行う認定職業訓練の運営に要する経費 ・指導員(講師)手当、建物借り上げ料、教科書・教材費等	都道府県 1/3、国 1/3
施設・設備費	都道府県、市町村、中小企業事業主、中小企業事業主団体、職業訓練法人等	認定職業訓練のための施設及び職業訓練のための設備の設置または整備に要する経費 ・訓練に必要と認められる機械器具等	○都道府県が設置する場合:国 1/3 ○市町村、職業訓練法人等が設置する場合:都道府県 1/3、国 1/3

(3) キャリア形成促進助成金（平成 27 年度）

雇用する労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、職業訓練などを段階的かつ体系的に実施する事業主等に対して、訓練経費や訓練中の賃金が助成されます。

助成内容		助成額
I.政策課題対応型訓練		(括弧額は中小企業以外の額)
①成長分野等人材育成コース	中小企業以外 中小企業	健康・環境などの成長分野等での人材育成のための訓練 経費助成:1/2 (1/3) 賃金助成:1h 当たり 800 円(400 円)
②グローバル人材育成コース		海外関連業務に従事する人材育成のための訓練(海外の大学院・大学・教育訓練施設などで実施する訓練も含む)
③育休中・復職後等能力アップコース		育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練 経費助成:2/3 (1/2) 賃金助成:1h 当たり 800 円(400 円)
④中長期的キャリア形成コース		厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座(専門実践教育訓練) 経費助成:1/2 (1/3) 賃金助成:1h 当たり 800 円(400 円)
⑤若年人材育成コース		採用後 5 年以内で、35 歳未満の若年労働者への訓練
⑥熟練技能者育成・承継コース		熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練
⑦認定実習併用職業訓練コース	中小企業	厚生労働大臣の認定を受けた OJT 付き訓練(Ⅳ.の①を除く) 経費助成:1/2 賃金助成:1h 当たり 800 円
⑧自発的職業能力開発コース	中小企業	労働者の自発的な能力開発に対する支援 OJT 実施助成(⑦):1h 当たり 600 円
II.一般型訓練	中小企業	政策課題対応型訓練・団体等実施型訓練・ものづくり人材育成訓練以外の訓練 賃金助成:1h 当たり 400 円 経費助成:1/3
III.団体等実施型訓練	事業主団体等	事業主団体が行う、①若年労働者への訓練、②熟練技能の育成・承継のための訓練、③育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練 経費助成:1/2 (育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練 2/3)
IV.ものづくり人材育成訓練	中小企業以外 中小企業 事業主団体等	建設業や製造業が実施する厚生労働大臣の認定を受けた次の OJT 付き訓練 経費助成:2/3 賃金助成:1h 当たり 800 円(400 円) OJT 実施助成:1h 当たり 700 円(400 円) ①企業が単独で実施する訓練 ②複数の企業が連携して実施する訓練 ③事業主団体等と企業が連携して実施する訓練

【支給限度額など】

- ・経費助成の支給限度額は、訓練時間・訓練コースに応じて、1人1コース当たり7～50万円。
- ・助成対象となる訓練コースは、1人当たり1年度3コースまで。
- ・1事業所が1年度に受給できる助成額は、最大で500万円。
(認定職業訓練、認定実習併用職業訓練、ものづくり人材育成訓練の場合は1,000万円)
- ・1事業主団体などが1年度に受給できる助成額は500万円。
- ・東日本大震災に伴う被災地の事業主に対する特例措置については、平成28年3月31日まで延長。
経費助成:1/2(中小企業以外 1/3)、賃金助成:1h当たり800円(中小企業以外 400円)、
OJT 実施助成:1h当たり600円(中小企業以外 600円)

(4) 助成金の活用事例

● 従業者に対して認定訓練を実施した場合(事業者向けの事例)

事業主が、月給総額 35 万円の若年労働者 2 人に 30 日間(1 日 8 時間)の認定訓練(受講料 10 万円)を受講させるケース

【実施費用】

賃金: 35 万円 × 2 人 = 70 万円
経費: 10 万円 × 2 人 = 20 万円 } 合計 90 万円 (A)

【助成額】

1) 賃金助成

① キャリア形成促進助成金

1 人 1 時間 800 円 × 1 日 8 時間 × 2 人 × 30 日間 = 38.4 万円

② 建設労働者確保育成助成金

1 日 5,000 円 × 2 人 × 30 日 = 30 万円

2) 経費助成

③ キャリア形成促進助成金 (注) 広域団体認定訓練のみ受給可能

10 万円 × 2 人 × 1/2(助成率) = 10 万円

【助成総額】
(①+②+③)
= 78.4 万円 (B)

【実質負担額】

(A) - (B) = 11.6 万円 ⇒ 実質的に 11.6 万円の負担で受講が可能となる

● 建設業の魅力を伝える啓発活動を実施した場合(事業主団体向けの事例)

事業主団体が、高校生を対象に出前講座を実施したケース

【実施費用】出前講座の実施経費: 15 万円 (A)

【助成額】経費助成

① 建設労働者確保育成助成金

15 万円 × 2/3(助成率) = 10 万円 (B)

【実質負担額】

(A) - (B) = 5 万円 ⇒ 実質的に 5 万円の負担で実施が可能となる

● 認定訓練を実施する場合(認定訓練校向けの事例)

認定訓練校が、320 時間(40 日 × 8 時間)、10 単位の認定訓練(普通職業訓練 短期課程 規則別表第 4、5 以外)を 20 人で実施した場合

【実施費用】

認定訓練の実施経費: 420 万円(一人あたり 21 万円・(A)) ※金額が都道府県庁の補助対象基準を満たすと仮定

【助成額】

1) 経費助成

① 認定訓練助成事業費補助金

9,200 円 × 10 単位 × 20 人 × 2/3(助成率) = 122.7 万円

② 建設労働者確保育成助成金

420 万円 × 1/6(助成率) = 70 万円

【助成総額】
(①+②)
= 192.7 万円 (B)

【1 人当たりの受講料の削減額】

192.7 万円(B) ÷ 20 人 = 約 9.6 万円 ⇒ 一人当たりの受講料を約 9.6 万円削減できる

◆ 助成金、補助金の詳細については厚生労働省 WEB サイトにてご確認ください。

① 建設労働者確保育成助成金

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kensetsu-kouwan/kensetsu-kaizen.html

② 認定職業訓練助成事業費補助金

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/nintei/>

③ キャリア形成促進助成金

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html